

★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

# 法務ページ



2023.8

Vol.184

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)  
せのお社会保険労務士・行政書士事務所  
代表 妹尾 悟  
(返還先)  
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016  
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214  
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

今年は花火大会が楽しみです！



徒然なるままに Vol.134

## キャッチボール



皆さん、こんにちは。  
暑い日が続きますが、お身体ご自愛ください。  
先日、お誘いいただいて、久しぶりに夏キャンプに行ってきました。暑さはそれほどでもなかったのですが、虫にやられました。(＞\_＜) 虫対策が必須の夏キャンプだと、あらためて実感しました。そのとき、子どもたちと野球をしたのですが、炎天下でいっしょに走り回るには体力がもたないと、これまた年齢を実感したときでした。(^^)  
三男坊が野球が好きだということがわかったので、キャンプから戻って、早速、大人用のグローブを買いキャッチボールを始めました。キャッチボールからノックをしての守備練習と、だんだん息子の要求が増えてきて、ヘトヘトになりますが、いい気分転換になっています。(妹尾 悟)

## 知っ得！ 人事労務トピックス

### ● 社保の随時改定を行うとき



随時改定とは、被保険者の報酬が、昇(降)給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったとき、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定することです。随時改定のよくあるケース(事例)をご紹介します。  
【事例①】基本給の変動が発生した後、3か月以内に別の手当が変動した場合には、それぞれの固定的賃金変動を随時改定の対象とする  
【事例②】基本給(時間給)に変更は無いが、勤務体系(契約時間)が変更になる場合、随時改定の対象となる  
【事例③】基本給に変動が発生したが、当月は締め日の途中変更であったため日割計算をした。この場合、満額が支給される翌月から固定的賃金の変動があったものとして随時改定の対象となる

## 暑い暑い夏



こんにちは、スタッフの筒井です。  
夏になると、プール・川・海に行くとか、かき氷・アイスなど冷たいものを食べるとか、花火大会・盆踊り大会を見に行くとか、夏にしか出来ないことがあると思います。  
でも、今どきの最高気温35℃前後となると、なかなか、何処かに出かける元気は薄れてしまいます。取り敢えず、買い物くらいはと思って行きますが、暑くて暑くて…  
先日も、笠岡ペーファームのひまわりが満開ということで見に行きましたが、暑さのあまり、車窓で済ませてしまいました(笑) これからの花火大会も、車窓で済ませることになりそうです。(筒井 浩美)

## はじめまして



6月1日に入职しました川合です。  
皆様のお役に立てるよう頑張ってお参ります。これからよろしくお願ひします。  
私は井原市出身で現在は1歳の息子がいます。息子は毎日いろんなことに挑戦する姿を見せてくれています。虫を触ったり、犬を撫でたり、いろんな野菜に挑戦したり…。私も負けてられないと思い、第一種衛生管理者の取得を目指しております。子は親の背中を見て育つと言いますが、逆で、子供の背中をみて親が成長しております。息子に負けじと私もいろんなことに挑戦していきます！  
家族でラーメンを食べに行くのが好きなので今年はいろんなラーメン屋さんに挑戦していこうと思っておりますが暑くて中々外に出れない日が続いてます。皆様もお体ご自愛下さいませ。(川合千愛輝)